

令和〇年〇月〇日

明和町〇〇課

課長 〇〇 〇〇 様

(支出負担行為担当課)

所在地 明和町大字〇〇 〇〇番地
名 称 株式会社〇〇〇〇
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇
(押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2台2項に基づき、発生する恐れがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名等：〇〇－1 社会資本整備総合交付金事業 〇〇工事

【発生するおそれのある事象等】

◆主要な資機材の供給不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

事象等：国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

【上記事象の状況把握のため必要な情報の入手先等】

入手先等：〇〇新聞記事 URL 等 もしくは別紙参考資料添付等

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる、発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載すること。

【発生するおそれのある事象等】

◆特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

事象等：〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

【上記事象の状況把握のため必要な情報の入手先等】

入手先等：〇〇新聞記事 URL 等 もしくは別紙参考資料添付等

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる、発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載すること。

その他連絡事項（空欄可：自由記述）

先記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等

- 注釈） 1．本通知書は建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認める時に提出するものであり、当該事象が発生する恐れがない場合は提出を要しない。
- 2．本通知書を提出する場合は落札決定（随意契約の場合にあっては契約者の決定）から契約締結までに提出するものとする。
- 3．「上記事象の状況把握のため必要な情報の入手先等」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア、資機材業者等の発表、公的主体や業界団体などにより作成されるなどした、一定の客観性を有する資料等の情報を記載または添付すること。（単一の資機材業者担当者の口頭のみによる情報など、真偽の確認が困難な情報は除かれる。）
- 4．本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は建設業法第20条の2第3項及び明和町建設工事請負契約書の条項に規定された内容に基づき対応するものとする。
- 5．本通知書を提出していない場合でも、本件工事等の請負契約の変更協議については、明和町建設工事請負契約書の条項に規定された内容に基づき変更協議を申し出ることができるものとする。